

監査公表第 782 号

定期監査（事務）の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 14 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

令和 3 年 12 月 27 日

京都市監査委員

1 令和2年度 定期監査（事務）（令和3年3月31日監査公表第776号）

（文化市民局－1）

監 査 の 結 果 （ 意 見 ）

(1) 補助金等の交付事務（重点監査項目）

今回の定期監査の対象とした区が制定している区民ふれあい事業補助金交付要綱において、補助金の額は事業に要する経費に相当する額の範囲内において「別に定める額」と規定されているところ、当該規定とは別に算定方法などを定めたものが整備されておらず、補助金の交付及び交付額の決定に際しては、交付の申請や実績報告の都度、その内容を調査したうえで、区長が事業内容に応じて適当と認めた額を交付する運用となっていた区が多く見受けられた。

補助金の交付及び交付額の決定に当たっては、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金等条例」という。）に基づき、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることや公益上の必要がある場合に限り交付することができるものであることに留意し、公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

については、全区の区民ふれあい事業補助金交付要綱の交付額に係る規定を点検し、算定方法などが明確でないものについては、補助金等条例や交付要綱の趣旨を十分に踏まえ、透明性等を確保しつつ、適正かつ効率的な運用となるよう、各区の運用状況に応じて交付要綱の規定を見直すなど、適切な改善策を講じられたい。

講 じ た 措 置

監査の实地調査を受け、速やかに対応するため、令和2年10月28日の各区役所・支所地域力推進室事業係長会議において、区民ふれあい事業補助金交付要綱の交付額に係る規定の問題点を全区と共有するとともに、各区が所管する同要綱の点検と点検結果を踏まえた見直しを依頼した。

全区で点検を行ったところ、「別に定める額」と規定しているにもかかわらず、当該規定とは別に算定方法などを定めたものが整備されていない区については、運用状況に応じた適切な規定となるよう、速やかに見直しを行った。

監 査 の 結 果 (意 見)

(2) 行政財産の目的外使用許可に伴う納入通知事務

使用料の徴収に関する処分については、不服申立てをすることができる行政処分とされている。また、本市においても、行政財産の目的外使用許可手続に伴う納入の通知を使用料の賦課に関する行政処分とし、その通知を行う際には、審査請求及び処分の取消しの訴えの教示を行うこととしている。

しかし、今回の定期監査の対象とした局等において、納入の通知が教示の必要な行政処分であること、特に、複数の会計年度にわたって目的外使用許可を行う場合に、２年度目以降の使用料に係る納入の通知の際にも教示が必要であることを認識できていない職員が多く見受けられた。

これまで本市では、公有財産事務の中でも、とりわけ件数が多く、多くの所属で取り扱われている行政財産の目的外使用許可等の事務について、使用料の納期限の取扱いや算定方法など、誤りやすい事務処理について、より詳細な事務処理手順等を示したマニュアルを作成するなど、適正な事務の執行を図る取組がされてきたものの、納入の通知に係る教示の必要性に関しては、職員に対して十分に周知徹底されている状況とはいえない。

ついては、制度所管課は、目的外使用許可はもとより、納入の通知が教示の必要な行政処分であることを職員が十分に認識できるように改めて周知徹底を図ることに加え、職員が誤りなく効率的に通知できるように教示の記載例を示すなど、所属における納入通知事務に資する効果的な対策を講じられたい。

講 じ た 措 置

行政財産の目的外使用許可手続に伴う納入通知に係る教示の必要性について、令和３年２月２５日に各局等公有財産管理担当課長宛てに、通知「公有財産（土地及び建物）の台帳登録及び貸付け等に係る注意事項（令和２年度末）について」を行い、周知徹底した。

併せて、当該通知の別添に教示の記載例を示すとともに、複数の会計年度にわたって目的外使用許可を行う場合における２年度目以降の納入通知の際の教示の必要性についても周知徹底を行った。